

「ごみダイエット」に皆さんのご協力を!

海水浴客らに「ごみ持ち帰り」を呼びかけ

海水浴や海浜キャンプで賑わうこの時期、町では現在進めている「ごみ持ち帰り運動」の一環として、関係者の協力のもと

7月27日と8月4日の2日間、海岸の清掃とキャンパーらに「ごみの持ち帰りを呼びかける啓発活動を行いました。」

これは、年間100万人を超える観光客の入り込みがある当町にあつて、その多くが夏シーズンに集中する中、特に資源ごみの分別や観光トイレの維持などに係る美化清掃費、いわゆる「観

光系ごみ」の処理に毎年2千万円以上の経費を要していることから、ごみの減量化を目指し実施しているものです。

実施した2日間には、観光協会や商工会、余市警察署、小樽開発建設部関係者、町役場、など計38人が参加し、2班に分か

れ海水浴客の多い12箇所の海岸を回り、キャンパーらに「ごみの持ち帰り運動にご協力をお願いします」と呼びかけながらポケットティッシュを配布する一方で、海岸に散乱する空き缶や



ペットボトルなどを拾い、海岸清掃に汗を流しました。

町では、ごみの減量化対策の一環として、今夏から野営場などに設置していたごみ箱を撤去し、ごみの持ち帰りを呼びかける看板を設置するなどの取り組みや、海水浴シーズン終了後は地域の各種団体に呼びかけを行いボランティアによる海浜清掃を行う予定となっているなど、今後もさまざまな啓発活動が計画されています。

美しい自然環境の保全のため町内外の皆さんのご協力をお願いします。

漁業者が育てた海の資源採らないで! 密漁防止巡回指導を実施

ウニやアワビなどの浅海資源の密漁が後を絶たない今日、小樽地区密漁防止対策協議会は、小樽地区の密漁防止対策の一環として、7月27日、管内の巡回指導を行いました。

毎年海水浴シーズンが本格化するこの時期に行っているもので、北海道漁連や東しゃこたん漁協、後志支庁、町水産課が参加した巡回指導は、テープによる密漁防止を呼びかける広報車を先導に、余別町から美国町ま



で海水浴客らで賑わう海岸でチラシやポケットティッシュを配布して密漁や海難事故の防止を呼びかけました。

マナーを守って豊かな海を願い 東しゃこたん漁協積丹支所 青年部が海中清掃

東しゃこたん漁協積丹支所青年部(角田拓也部長ほか部員25名)は7月28日、日司漁港内の海中清掃を行いました。

技術を地域のために役立てたいとの思いから、潜水資格を有する部員が中心となって実施しており、昨年の余別漁港に引き続き清掃活動を行ったものです。当日は同青年部員16名が参加し、海中からは空き缶やペットボトル、廃タイヤなど約500kgものごみが拾い上げられました。

これは、同青年部が自分たちのもつ知識や



角田青年部長は「予想以上のごみの量に驚いた。海中清掃は継続して実施し、これからも地域に根付いた活動と恩恵を与えてくれる海への感謝と還元となるような取り組みをしていきたい。」と話していました。

議会ニュース

平成18年第3回臨時町議会が8月17日招集、議案1件が審議され、同日閉会しました。その審議された案件及び結果についてお知らせします。

議案第1号

公の施設の指定管理者の指定に関する件について

積丹町水中展望船の指定管理者として(株)積丹観光振興公社を指定することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めます。(原案可決)

なるほど💡 指定管理者制度

指定管理者制度は、公の施設の管理を民間法人その他の団体にも範囲を拡大し、民間のもつノウハウを活用することで、住民サービスの向上や経費の削減等の効果が期待される「公設民営方式」の新しい一つの制度です。

なお、指定管理者の指定にあたっては、地方自治法と町の関係条例に基づく所定の手続きが必要とされています。

積丹町公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、積丹町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第7号)第13条第3項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

平成18年8月18日

積丹町長 益子清美

記

1 指定管理者の名称 北海道積丹郡積丹町大字美国町字船淵173番地5
株式会社 積丹観光振興公社
代表取締役 葛西幸子

2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称	積丹町水中展望船
施設の所在地	美国漁港

3 管理を行わせる期間

平成18年9月2日から平成22年3月31日まで

4 管理業務の範囲

- (1) 積丹町水中展望船条例第3条各号に掲げる事業に関する事。
- (2) 積丹町水中展望船条例第7条第1項の承認に関する事。
- (3) 積丹町水中展望船条例第11条第1項の徴収に関する事。
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する事。
- (5) その他町長が定める業務

5 利用料金に関する事項

利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。



水洗トイレは、ログ風の洒落た造りとなっており、男女とも洋便器が1個ずつ設置されています。



この事業は、同センターが全国自治宝くじの普及広報を目的として行っているもので、社会や暮らしなど私たちの身の回りで役立っています。

地域の環境美化向上に期待

余別自治会が

コミュニティ助成事業でトイレ整備

地域の自治活動などを推進するために、財団法人自治総合センターが、助成を行っているコミュニティ助成事業で、今年度は余別自治会(新井田仁佐会長)が簡易水洗トイレを整備しました。

同地区内では、近年の海洋レクリエーション人口の増加や釣り客などのマナー低下から環境美化が損なわれ、地域美観の維持に大変苦慮している状況にありました。

この整備に伴い、地域における各種行事の円滑な運営が図られるとともに、地域コミュニティの活性化が更に図られるものと期待されます。

またさまざまな場所での活動を推進するうえで、移動が容易にできる仮設型簡易水洗トイレとなっております。